

平成27年度 第1回 奈良県食育推進会議

日 時：平成27年10月13日（火）

14:00～16:00

場 所：奈良商工会議所 4階 中ホール

【 次 第 】

1. 開会

挨拶

委員紹介

2. 議 題

- (1) なら健康長寿基本計画及び第2期奈良県食育推進計画に基づく食育の推進に関する施策の基本的な方針について
- (2) 健康寿命に寄与する要因等の研究結果について
- (3) 奈良県における食育の課題について
- (4) 平成27年度食育推進に関する取り組みについて

3. 報告

- (1) 食育推進計画に関連する今後の予定について
- (2) 市町村における食育推進計画策定の状況
- (3) その他

4. 閉会

<配付資料>

資料1	奈良県食育推進会議 委員名簿
資料2	配席図
資料3	奈良県食育推進会議条例
資料4	なら健康長寿基本計画及び第2期奈良県食育食育推進計画に基づく食育の推進に関する施策の基本的な方針について
資料5	健康寿命に寄与する要因等の研究結果について
資料6	第2期奈良県食育推進計画の概要と重点的に取り組むべき課題について
資料7	重点課題に対する平成27年度の取り組みについて
資料8	食育推進計画に関連する今後の予定
資料9	市町村における食育推進計画策定の状況
参考資料	奈良県の食に関する現状と課題

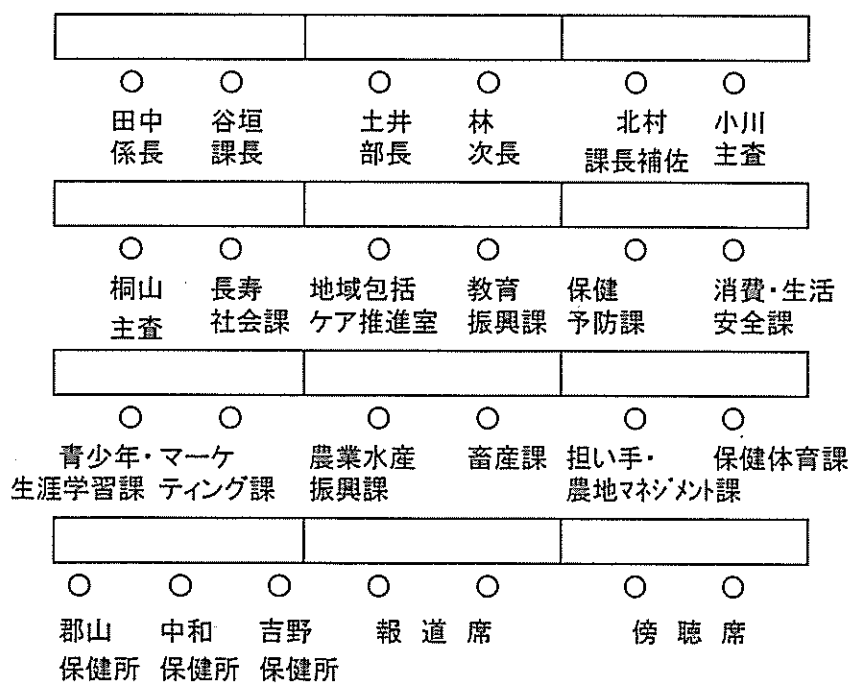
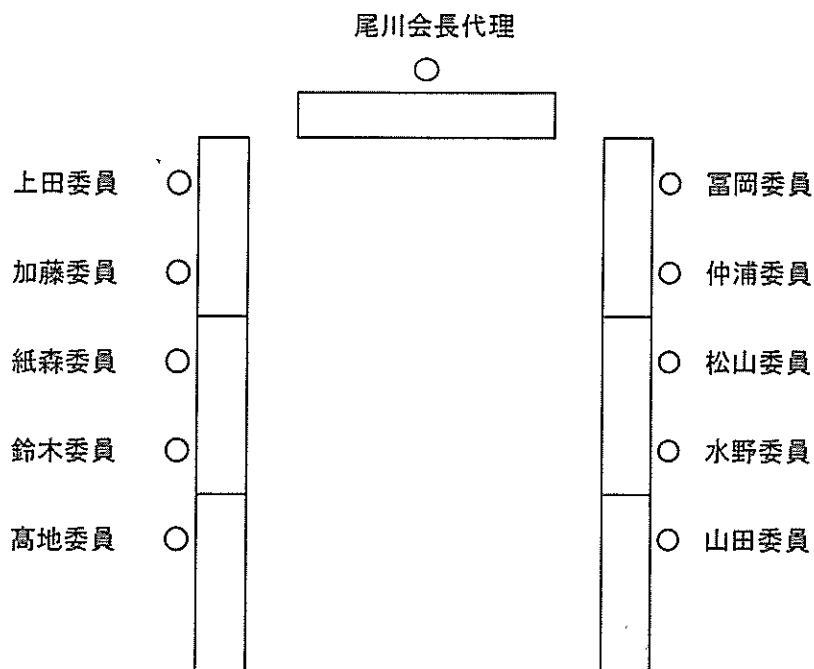
奈良県食育推進会議委員名簿

任期：H27.9.1～H29.8.31

	所 属 等		氏 名
会長	奈良県知事		荒井 正吾
委員	スローフードならコンヴィヴィウム	リーダー	尾川 欣司
	奈良県指導農業士会	女性部長	上田 味哥子
	広島大学大学院	教授	加藤 範久
	市民生活協同組合ならコープ	常任理事	紙森 美保
	奈良県PTA協議会	会長	北野 宥範
	奈良教育大学	教授	鈴木 洋子
	奈良女子大学	教授	高地 リベカ
	奈良県立医科大学 県民健康増進支援センター	特任講師	富岡 公子
	奈良県食生活改善推進員連絡協議会	副会長	仲浦 美好
	奈良県医師会	理事	藤岡 庄司
	奈良県農業協同組合	総務部次長	松山 芳巳
	片岡の里保育園	園長	水野 ゆか
	奈良県栄養士会	理事	山田 美子

(敬称略・順不同)

平成27年度 第1回 奈良県食育推進会議 配席図



【奈良県食育推進会議庁内連絡会】

長寿社会課	： 倉田課長補佐	マーケティング課	： 安藤係長
地域包括ケア推進室	： 山下室長補佐	農業水産振興課	： 源田係長
教育振興課	： 福井課長	畜産課	： 三浦係長
保健予防課	： 遠藤参事	担い手・農地マネジメント課	： 前川係長
消費・生活安全課	： 中谷主幹	保健体育課	： 奥田課長補佐
青少年・生涯学習課	： 森田課長補佐		

【保健所】

郡山保健所 ： 石川主査 中和保健所 ： 松田主幹
吉野保健所 ： 森田主査

奈良県食育推進会議条例

平成十八年六月三十日

奈良県条例第九号

奈良県食育推進会議条例をここに公布する。

奈良県食育推進会議条例

(設置)

第一条 食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第三十二条第一項の規定に基づき、奈良県食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(組織)

第二条 推進会議は、会長及び委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 会長は、知事をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第六条 推進会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第七条 推進会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(平成二二年条例第五四・一部改正)

(その他)

第八条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年条例第五四号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。